

第九回国会 厚生委員会 會議録 第三号

昭和二十五年十二月一日(金曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君
理事青柳 一郎君 理事大石 武一君
理事松永 佛骨君 理事金子與重郎君
理事岡 良一君
高橋 等君 田中 元君
中川 俊忠君 松井 豊吉君
丸山 直友君 福田 昌子君
木村 榮君 松谷天光君
出席國務大臣

出席政府委員

厚生大臣 黒川 武雄君
厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生事務官 安田 巖君
(保険局長)

委員外の出席者

厚生事務官 慶松 一郎君
(業務局長)
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

十二月一日

委員林百郎君辭任につき、その補欠として木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

十一月三十日

外地引揚齒科医師免許に関する諸願(大石ヨシエ君紹介)(第一三九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

毒物及び劇物取締法(内閣提出第一八八号)(予)

○寺島委員長 これより會議を開きます。まず藥事法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法案の両案を一括議題とし、審査に入ります。政府の提案理由の説明を求めます。黒川厚生大臣。

藥事法の一部を改正する法律案
藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二條に次の二項を加える。
3 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、藥事審議會の建議に基き、用具又は化粧品に關して、品質の最低基準を定めることができる。

4 前項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品は、その基準に適合するものでなければ、これを販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十三條中「厚生大臣の指定した医薬品」を「厚生大臣の指定した医薬品及び前條第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」に改める。

第四十九條中「医薬品、用具若しくは化粧品」を「医薬品、用具若しくは化粧品、又は医薬品の製造業者、販賣業者又は医薬品の販賣業者、輸入販賣業者又は販賣業者」に改め、「無償で」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法
毒物及び劇物取締法

(目的)
第一條 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲ぐる物であつて、医薬品以外のものをいう。
2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲ぐる物であつて、医薬品以外のものをいう。

第三條 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販賣又は授與の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販賣又は授與の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販賣業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販賣業者に販賣し、授與し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するとき、この限りでない。

(登録)
第四條 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生大臣が、販賣業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事が行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業に於ては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

3 毒物又は劇物の販賣業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販賣業の登録は、二年ごとに、更新を受けなければならない。その効力を失ふ。

(登録基準)
第五條 厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販賣業の登録を受けようとする者の設備が、左の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前條の登録をしてはならない。

一 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

二 貯水池その他の容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

三 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所にかぎをかける設備があること。但し、貯蔵の場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときはを除く。

四 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

五 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ

出るおそれがないものであること。

(登録事項)

第六條 第四條の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造し、輸入し、又は販売しようとする毒物又は劇物の名称
- 三 製造所、営業所又は店舗の所在地

(事業管理人)

第七條 第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者（以下「毒物劇物営業業者」という。）は、毒物又は劇物の取扱に関する実務を管理させるため、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の事業管理人を置かなければならない。但し、自ら事業管理人として管理する製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

2 毒物劇物営業業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているときは、事業管理人は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3 毒物劇物営業業者は、事業管理人を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては

は都道府県知事に、その事業管理人の氏名を届け出なければならぬ。事業管理人を変更したときも、同様とする。

(事業管理人の資格)

第八條 左の各号に掲げる者でなければ、前條の事業管理人となることができない。

- 一 薬剤師
- 二 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 三 厚生省令で定める課目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

左に掲げる者は、前條の事業管理人となることができない。

- 一 年齢十八年に満たない者
- 二 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者
- 三 おし、つんぼ又は盲の者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に關する罪を犯し、罰役に処せられた者

(登録の変更)

第九條 第四條第二項及び第三項の規定は、毒物劇物営業業者が第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けようとする場合に準用する。

(届出)

第十條 毒物劇物営業業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

二 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。

三 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

(毒物又は劇物の取扱)

第十一條 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、運搬し、又は陳列する場合には、堅固な容器又は被包を用い、かぎをかけ、さくを施す等、毒物又は劇物が盗難にあい、紛失し、漏れ、流れ、又はしみ出ることを防ぐのに必要な方法を講じなければならない。

2 毒物劇物営業業者は、毒物又は厚生省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

第十二條 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称
- 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
- 三 厚生省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称

四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項

3 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(農業用毒物又は劇物の青色)

第十三條 毒物劇物営業業者は、左に掲げる毒物又は劇物については、厚生省令で定める方法により青色したものであれば、これを農業用として販売し、又は授與してはならない。

一 液剤用水銀製剤

二 塗まつ用水銀製剤

三 砒酸鉛及びその製剤

四 砒酸石灰及びその製剤

五 弗化砒酸石灰及びその製剤

六 その他政令で定める毒物又は劇物

(毒物又は劇物の譲渡手続)

第十四條 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業業者に販売し、又は授與したときは、その都度、左に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
- 二 販売又は授與の年月日
- 三 譲受人の氏名、職業及び住所

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

2 毒物劇物営業業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、印をおした書面の提出を受けなければならない。毒物又は劇物を毒物劇物営業業者以外の者に販売し、又は授與してはならない。

3 毒物劇物営業業者は、販売又は授與の日から五年間、前二項の書面を保存しなければならない。

(毒物又は劇物の交付の制限)

第十五條 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物を左に掲げる者に交付してはならない。

- 一 年齢十八年に満たない者
- 二 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

(四エチル鉛その他の取扱等)

第十六條 四エチル鉛、モノフルオール酢酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するものについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他の物との混入及び使用の方法に關して技術上の基準を定めることができる。

2 前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によらなければならない。製造し、貯蔵し、運搬し、他の物と混入し、又は使用してはならない。

3 第一項の政令で指定された毒物は、同項の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授與してはならない。

(立入検査等)

第十七條 厚生大臣又は都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業業者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所、営業所、店舗その他業務上毒物若しくは

してはならない。

3 毒物劇物営業業者は、販売又は授與の日から五年間、前二項の書面を保存しなければならない。

(毒物又は劇物の交付の制限)

第十五條 毒物劇物営業業者は、毒物又は劇物を左に掲げる者に交付してはならない。

- 一 年齢十八年に満たない者
- 二 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

(四エチル鉛その他の取扱等)

第十六條 四エチル鉛、モノフルオール酢酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するものについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他の物との混入及び使用の方法に關して技術上の基準を定めることができる。

2 前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によらなければならない。製造し、貯蔵し、運搬し、他の物と混入し、又は使用してはならない。

3 第一項の政令で指定された毒物は、同項の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授與してはならない。

は劇物を取り扱う場所に立入り入
り、帳簿その他の物件を検査さ
せ、関係者に質問させ、試験のた
め必要な最小限度の分量に限り、
毒物、劇物若しくはその疑のある
物を収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す
証票を携帯し、関係者の請求があ
るときは、これを呈示しなければ
ならない。

3 第一項の規定は、犯罪検査のた
めに認められたものと解してはな
らない。

(毒物劇物監視員)

第十八條 前條第一項に規定する当
該職員の職務を行わせるために、
国及び都道府県に毒物劇物監視員
を置く。

(登録の取消)

第十九條 厚生大臣は、毒物又は劇
物の製造業又は輸入業の登録を受
けている者について、都道府県知
事は、販売業の登録を受けている
者について、これらの者の有する
設備が第五條各号の基準に適合し
なくなつたと認めるときは、相当
の期間を定めて、その設備を同條
各号の基準に適合させるために必
要な措置をとるべき旨を命するこ
とができる。

2 前項の命令を受けた者が、その
指定された期間内に必要な措置を
とらないときは、厚生大臣又は都
道府県知事は、その者の登録を取
り消さなければならない。

3 厚生大臣は、毒物又は劇物の製
造業又は輸入業の登録を受けてい
る者について、都道府県知事は、
販売業の登録を受けている者につ

いて、これらの者がこの法律の規
定に違反したときは、その登録を
取り消し、又は期間を定めて、業
務の全部若しくは一部の停止を命
ずることができる。

(聴聞)

第二十條 厚生大臣又は都道府県知
事は、前條第三項の処分をしよう
とする場合においては、あらかじめ、
その毒物劇物営業業者又はその
代理人の出頭を求めて、公開によ
る聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、厚生大臣
又は都道府県知事は、処分をしよう
とする事由並びに聴聞の期日及
び場所を、期日の一週間前までに、
その毒物劇物営業業者に通知し、且
つ、聴聞の期日及び場所を公示し
なければならない。

3 聴聞の場合においては、その毒
物劇物営業業者は、自己のために釈
明をし、且つ、証拠を提出するこ
とができる。

(登録の取消又は廃業の場合の措
置)

第二十一條 毒物劇物営業業者は、登
録を取り消され、又はその営業を
廃止したときは、その所有する毒
物若しくは劇物又はその営業の設
備を他の毒物劇物営業業者に譲り渡
し、又は保健衛生上危害を生ずる
おそれのない方法により処置しな
なければならない。この場合には、
第三條第三項の規定を適用しな
い。

(毒物劇物営業業者以外の者に対す
る準用)

第二十二條 第十一條第一項、第十
二條第一項及び第三項、第十七條

並びに前條の規定は、毒物劇物營
業者以外の者であつて、厚生省令
で定める毒物又は劇物を業務上取
り扱う者に準用する。

(手数料)

第二十三條 左の各号に掲げる者
は、それぞれ当該各号に定める額
の手数料を納めなければならない。

一 毒物又は劇物の製造業又は輸
入業の登録を申請する者 千円
二 毒物又は劇物の販売業の登録
を申請する者 五百円
三 第一号の登録の更新を申請す
る者 三百円
四 第二号の登録の更新を申請す
る者 二百円

五 毒物劇物取扱者試験を受けよ
うとする者 五百円
六 第一号の登録の変更を申請す
る者 二百円
七 第二号の登録の変更を申請す
る者 百円

2 前項第一号、第三号及び第六号
の手数料のうち、その半額は、国
庫の収入とし、その残額並びに同
項第二号、第四号、第五号及び第
七号の手数料は、都道府県の収入
とする。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当す
る者は、三年以下の懲役若しくは
五万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

一 第三條の規定に違反した者
二 第十二條(第二十二條で準用
する場合を含む。)の表示をせ
ず、又は虚偽の表示をした者
三 第十三條又は第十五條の規定

に違反した者、
四 第十四條第一項又は第二項の
規定に違反した者

五 第十六條第二項又は第三項の
規定に違反した者

六 第十九條第三項の規定による
業務の停止命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当す
る者は、五万円以下の罰金に処す
る。

一 第十條第三号に規定する事項
につき、その届出を怠り、又は
虚偽の届出をした者

二 第十四條第三項の規定に違反
した者

三 第十七條第一項(第二十二條
で準用する場合を含む。)の規
定による厚生大臣又は都道府県
知事の要求があつた場合に、報
告をせず、又は虚偽の報告をし
た者

四 第十七條第一項(第二十二條
で準用する場合を含む。)の規
定による立入、検査、質問又は
収去を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

五 第二十一條(第二十二條で準
用する場合を含む。)の規定に
違反した者

第二十六條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に関して、前二條の違反行為
をしたときは、行為者を罰する外、
その法人又は人に対しても、各本
條の罰金を科する。但し、法人又
は人の代理人、使用人その他の従
業者の当該違反行為を防止するた
め、その業務について相当の注意

及び監督が盡されたことの証明が
あつたときは、その法人又は人に
ついては、この限りでない。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行
する。

(毒物劇物営業取締法の廃止)
2 毒物劇物営業取締法(昭和二十
二年法律第二百六号。以下「旧法」
という。)は、廃止する。

(経過規定)
3 この法律の施行の際、現に旧法
の規定により都道府県知事に届け
出て、又はその許可を受けて毒物
又は劇物の製造業、輸入業又は販
売業を営んでいる者については、
この法律の施行の日から一年を限
り、それぞれこの法律による毒物
又は劇物の製造業、輸入業又は販
売業の登録があるものとみなす。

4 毒物劇物営業取締法施行規則
(昭和二十二年厚生省令第三十八
号)第四條の事業管理人試験に合
格した者は、第八條の毒物劇物取
扱者試験に合格した者とみなす。

5 この法律の施行の際、現に旧法
の規定により表示のされている毒
物又は劇物については、この法律
の施行の日から一年を限り、この
法律の規定による表示がされてい
るものとみなす。

6 この法律の施行の際、現に旧法
第十條第二項の規定により保存を
命ぜられている文書の保存につい
ては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前、旧法の規定
により、毒物劇物営業を営んでい
る者についてした処分その他の行

為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。

8 この法律の施行前になされた違反行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、旧法は、なおその効力を有する。

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十号を次のように改める。

五十 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び営業の停止を命ずること。

第二十九條第一項の表業事審議会の項目的の欄中「再審査を行うこと。」を「再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第 号)に定める事項について厚生大臣に建議すること。」に改める。

10 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「及び新医薬品その他薬事に関し」を並びにこの法律に規定する薬事に関し、又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第 号)に定める事項に関し、に改める。

別表第一

- 一 黄燐、硫化燐及びこれらのいづれかを含有する製剤
- 二 クラトリレ及びこれを含有する薬剤
- 三 シアン化合物及びこれを含有

する製剤。但し、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰燐素並びにこれらのいづれかを含有する製剤を除く。

四 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、酢降汞、雷汞及びこれらのいづれかを含有する製剤を除く。

五 セレン化合物及びこれを含有する製剤

六 四エチル鉛

七 ニコチン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇％以下を含有するものを除く。

八 砒素、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤

九 弗化水素酸

十 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤

十一 前各号に掲げる物の外、毒性のある物であつて政令で定めるもの

別表第二

一 亜硝酸塩類

二 アンリシン及びその化合物

三 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

四 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。但し、金硫黄を除く。

五 アンモニア水。但し、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。

七 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。但し、爆発薬を除く。

八 過酸化水素を含有する製剤。但し、過酸化水素三・三％以下を含有するものを除く。

九 過酸化ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、過酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム五％以下を含有するものを除く。

十一 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十二 カドミウム化合物

十三 可溶性ワラン化合物及びこれを含有する製剤

十四 カリウム

十五 甘汞及びこれを含有する製剤

二十五 四塩化炭素及びこれを含有する製剤

二十六 しきみの実

二十七 銅塩類

二十八 スルホナール、メチルスルホナール及びこれらのいづれかを含有する製剤

二十九 石炭酸及びこれを含有する製剤。但し、石炭酸五％以下を含有するものを除く。

三十 硝酸及びその含有物。但し、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。

三十一 銅塩類。但し、雷銅を除く。

三十二 トルイジン、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤

三十三 ナトリウム

四十三 プロム

四十四 プロムエチル

四十五 プロム水素酸

四十六 ベタナフトール及びこれを含有する製剤。但し、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。

四十七 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。

四十八 メタノール

四十九 ヨード及びこれを含有する製剤

五十 ヨード水素酸

五十一 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいづれかを含有する製剤。但し、ロテノン二％以下を含有するものを除く。

五十二 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。

五十三 前各号に掲げる物の外、劇性のある物であつて政令で定めるもの。

○黒川國勝大臣 ただいま議題となり

ました薬事法の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明いたします。

医科器械、歯科材料等の用具、おしろい、クリーム等の化粧品は、その品質いかんによつては、保健衛生上重大な関係がありますので、現行薬事法においては、その製造業者、輸入販売業者及び不良または不正表示の用具、化粧品について取締りを行つては、同

法第三十二條及び第三十三條において、基準の制定及び国家検定を行い得る旨の規定により、製造、輸入、販売の取締り、不良、不正表示医薬品の取締り、のほかに医薬品による保健衛生の完備を期している次第であります。用具及び化粧品については、その基準の制定並びに国家検定の法的な措置をとることが困難であるため、今回業法第三十二條及び第三十三條を改正いたしまして、これを行ひ得るようにする必要があると考えるのであります。

もちろん用具または化粧品であつても、品目によつては必ずしも基準を定め、国家検定を行わなくともさしつかえないものがあると考えられますので、保健衛生上危害を防止する必要があるとき、これらの最低基準を設け、また最低基準のある用具、化粧品について国家検定を行わんとするものであります。

なお現行法では用具及び化粧品の販売業者には、公務員が立入り検査を行ひ得ないことになっておりますが、これらの業者についても立入り検査を行ひ、検定制度とともに、保健衛生上の万全を期するとともに、財産権尊重の趣旨から、不良の疑いのあるものについて無償で除去する規定を改め、「無償」の字句を削ることが望ましいと考えるのであります。

以上が業法の一部を改正しようとする趣旨であります。何とぞよろしく御審議の上すみやかに可決せられるよう希望いたします。

次に議題となりました毒物及び劇物取締法案について、その提案の理由を説明いたします。

青酸カリのような毒性の強いものま

たは苛性ソーダのような劇性の強いもの、これらはそれ／＼毒物または劇物として現在その製造業者、輸入業者及び販売業者を対象とする毒物劇物営業取締法が制定されておるのであります。しかしながら現行法においては、製造業者、輸入業者は都道府県知事に届け出で、販売業者はその許可を受け、営業を行つてよいことになつており、保健衛生上密接な関係を有する毒物及び劇物の貯蔵、陳列等の取扱いの基準がなく、また最近問題となつております四エチル鉛のような毒性の強烈なものについての十分な取扱い規定がないため、毒物劇物の取締上遺憾の点が多いのであります。

さらに現行法においては、毒物劇物の営業者のみの取締規定であるため、営業者でなく業務上毒物または劇物を取扱う者は、法の対象外に置かれていたため、工場、事業場から毒物、劇物の横流れが行われ、凶悪な犯罪の手段に用いられる危険が多く、保健衛生上安全を期しがたいように考えるのであります。

そこで製造業、輸入業については厚生大臣に、販売業については都道府県知事に登録せしめるとともに、一定の期間を限つて登録の更新を行はしめ、登録にあつては法律で貯蔵取扱いに関する基準を定めて、これに適合するもののみを登録せしめることによつて、常時毒物及び劇物営業者の実態を把握することが必要であります。また営業者以外に毒物の販売授與を禁止し、四エチル鉛のような毒性の強烈な毒物については、その製造、輸入、販売、貯蔵、混入等の技術上の基準を定め、製造所、営業所、店舗には、薬剤師その他

法律で定められた資格を有する事業管理人を置くとともに、毒物劇物の容器被包に詳細な表示を行はしめることによつて、営業者でなくとも一定の毒物、劇物を取扱う者には、貯蔵取扱い、表示に關して、営業者に準じてこの法律による取締りの対象とすることが必要であると考えるのであります。以上が毒物及び劇物取締法を制定しようとする理由であります。何とぞよろしく御審議の上すみやかに可決せられることを切望いたします。

○寺島委員長 次に健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き通告順によつて質疑を許します。岡良一君。

○岡良一君 厚生大臣に二、三点お伺いしたいと思ひます。この健康保険法の一部改正法律案、ただいま議題となつておりますこの改正そのものは、ほんの字句の修正という点であります。しかし問題は私は非常に重大であると思ひます。御存じのように、すでに十月十六日付をもつて、社会保障制度審議会は正式に政府に対して勧告をしておる。その中で、特に医療の保障については大きな重点としてうたつておられます。また十一月六日の、参議院の厚生委員会における大内会長のお話によりますと、この制度のねらいとするところ、特に医療、保険においては、被保険者の負担を軽減しむると同時に、また医療を担当するものに対しまして、きつなねらいであるというところを、はつきりと主張しておられるのであります。にもかかわらず、今度政府の方で

は、こうした被保険者の負担を高くする、あるいはまた医師会の方では先般十一月二十五日の官報をもつて、薬治料はこれを引下げるといふことで、社会保障制度審議会の勧告、あるいは大内会長の主張せられる点とはまったく逆行しているような方法を講ぜられておられる。これは一体政府が社会保障制度というものを、これに對してどの程度の誠意を持つておられるか、あるいは厚生大臣がどの程度の責任を持つておられるかといふことについて、私も重大な疑義をはさざるを得ないのであります。そういう点で、いさゝかこの改正法律案そのものとは離れませんが、社会保障制度審議会の勧告にまつてから引くような措置を講ぜられることについて、二、三点お伺いしたいと思ひます。社会保障制度審議会の勧告に對して、政府の方ではいかなる受入れ態勢を講ぜられるか、その点をまずお伺ひしたいのであります。

○黒川國務大臣 社会保障制度審議会の勧告を受けましたので、政府としては、関係の閣僚懇談会を設けて、その下に幹事会、内閣に社会保障制度審議会を設けて、目下極力勧告案について検討中でございます。

○岡良一君 懇談会を持たれるといふことは、新聞でも拜見いたしましたのでありますが、私をもつて言ひしめれば、いさゝか何の懇談会であるかと言ひたいのであります。すでに一昨年ワシントン調査団が社会保障制度に対する勧告を發しておる。しかも社会保障制度審議会は、昨年五月から一年有余にわたつてつづきに努力を重ねられて

その勧告がなされておるのであります。政府としては、その間の経過なり結論についても十分御検討のことと思ひうのであります。一体閣僚懇談会といふものは、いつまでに、どういふふうな手続で成案を出されようとするのか。大内会長のお話によれば、少くとも昭和二十六年にはすつかり手はずを整えて、昭和二十七年にはフルに運転をすべきであるといふことをもつて、あの社会保障制度審議会の勧告の前文における、すみやかなる実現を要求するといふことは、そういう意図であるといふことを言つておられますが、一体閣僚懇談会とは、どういふふうな手続で、この社会保障制度のフルの運転に對して、どれだけの具体的決意を持つておられるか、そのお運びについての構想を承りたい。

○黒川國務大臣 閣僚懇談会についてでございますが、極力検討をいたしまして、早急に勧告の線に沿うて実現したいという熱望を持つております。ただ勧告案につきましても、その実施に移すにつきましても、国の財政関係もありませんし、その実現についてのいろいろの方法、手段もございまして、いましばらく御猶予を願ひたいと思ひます。なお厚生省といたしましては、実は来年度の予算は、御承知の通り審議会から研究試案が六月出されましたので、この試案に基いて初めは予算案を作成したのでございまして、ところが、やはり国の財政関係その他から御承知のような予算案ができたのでございしますが、厚生省といたしましては、一日も早く勧告の線に沿うて実現したいと考えております。

○岡良一君 岡崎官房長官の、十一

月六日の参議院厚生委員会における御説明によりますと、関係閣僚懇談会の事務的なものは、簡略して各省の次官が当るというのを答弁しておられますが、現在もそのように相なつておるのであるまいでしょうか。

○黒川國務大臣 その通りでございます。

○岡(良)委員 社会保障制度審議会の審議の過程において、成案を得るための手続上きわめて大きなネックとなつたものは、各省のセクシヨナリズムであるといふことは、当時しばしば新聞雑誌等に指摘されておつたところでありました。かつまたある次官のごときは、この制度審議会の勧告を無視して、総司令部は反対である、あるいは社会主義的であるといふふうなことを言つておる次官もある。そういうような次官の諸君によつてこの幹事役、プロモーターが形成されておるといふことになりまして、関係閣僚懇談会のプロモーターを、そういういわゆる官庁のセクシヨナリズムなり、また社会保障制度そのものに対してきわめて不勉強な諸君、あるいは認識の足りない諸君がその中に立ちまじつてやるといふことになりまして、おそらく私の想像では、審議会結成以前に逆転してしまふのではないかと懸念を私は非常に感じておるのではありませんが、そういう点について、厚生大臣としては、自信を持つてやられる御決意があるかどうか、これは国務大臣としてのあなたの政治的信念を伺いたい。

つきましては、私自身としては何らやぶさかなものではございません。

○岡(良)委員 先ほどのお話でありまして、私も大いに聞かれました。八、九月下旬の厚生省省議では、大体この試案要綱にのつとつて、国保についても健康保についても、給付費は一般には二割、また結核については五割負担をするといふことが決定している。私も、国政視察の旅に出たときに新聞でそれを拝見しまして、実ははつとしたのであります。ところが、精々ましところ、閣議でもつて厚生省のこの御趣旨が全面的に認められなくなつた。事務費だけはどうか生きていけるけれども、給付費は全部削られてしまつたといふようなことを承知して、私は非常に失望したのでございます。一体閣議においてどういふ事情でこれが拒否されたかという点、あるいは大蔵省当局という、御折衝になつた点等を大臣及び局長、次官の方から、その間の経緯について具体的に承りたいと思ひます。

○黒川國務大臣 お話の通り、来年度の予算につきましては、被用者保険の方の給付も二割、国家補助、国民健康保険の方も給付費について二割の補助を受けるという案を立てました。両方を合せて、金額にして約百億に達するのでございます。その後事務折衝の結果、二割が一割になり、遂に被用者保険の給付費の方はとうてい望めない。それではせめて国民健康保険が非常に困つておるので、五分でも給付してもらいたいといふことを、事務当局も私も非常に熱心に折衝いたしました。ところが、ただ事務費において、国民健康保険の方は全額、被用者保険の方は八割、こういうふうになつて決定になりました。閣議をもつて、財政上たゞいまのところ五分の給付費も困難であるといふようなことになりました。私の主張は通らなかつたのであります。私といたしましては、それではせめて赤字の補填でもしてくれないか、来年度の分だけよろしいが、まず来年度は赤字の補填をしてくれないかといふことを主張いたしました。それが遂に通らなかつたのであります。御了承願ひます。

○岡(良)委員 通らなかつた理由は一体どこにあるのかといふことを、実はお尋ねしたいのです。大内審議会会長のお話によれば、大体あれを全面的にフルにやるとすれば八百五十億。このうちで大体社会保障関係の費用として三百五十億出るのであるから、五百億ということになるのであります。この程度のものは、国の財政規模から見ても、また国民所得から見ても、あるいは日本国民の生活の実態から考えてみても、どう考えてみても、これは出し得るのだ、こういうようなことを大内教授などは言つておる。私どもは社会保障制度審議会の会長として、日本における財政学の権威として、また大蔵省の方では聞いてくれないのか。その理由は、大臣が納得の行く理由で、聞いてくれなかつたのか、その辺のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○黒川國務大臣 国の財政事情の理由によつて断られたのでございます。それから現在の予算案におきましては、そういうことはすべて削られておりますが、そういうことを復活するとか、あるいはまた復活要求をするという点につきましては、これからの閣僚懇談会において熱心に主張いたしまして、幾分でも目的を達したい、せめて来年から幾分でも目的を達成したいといふ決心をしておるのでございます。

○岡(良)委員 しかしそれにしても、せつかく省費でもつて決定をされ、給付費の負担については予算も通るよう決定をされながら、今度保険財政の赤字だといふことで、逆に保険料率を引上げて、労働者の負担をふやすとか、あるいは医療担当者の薬料料を引下げるということになる、まづたつと二月、三月の間に、大臣のお心がうらつこうになつておる。先般ある雑誌で、大臣の社会人として、生活人としての心境をお書きになつた随筆を読んだ、非常に敬意を表しておるのであります。しかしどうも政治的な信念が、社会保障制度について、どの程度にあなたは責任を持つておられるか、誠意を持つておられるかという点を、どう見ても、こういうようなことをするといふことは、これはもう常識上許されないことのように思ふのです。どうですか。そのところを、はつきりとあなたのお氣持をお聞きたいた。

○黒川國務大臣 實際お説の通りであります。社会保障制度審議会の勧告があつたのに、今度保険料率を上げるといふのはいかにも矛盾しておるようによつて考えられますが、何を申ししても、この審議会の勧告の線に沿うてどういふふうに進むべきかといふことが、ま

ます。そこで今年度三億で、純粋の赤字が八億ばかりになるのであります。それを来年に追いつて二十六年度の收支を計算いたしますと、今の予定いたしました標準報酬と、ここで御審議願っておりますところの千分の六十に、千分の五だけ上げるといふことによりまして大体バランスがとれるという計算になるわけであります。とりあえずのところは、二十六年度末までは一応見通しは立つておるわけであります。

なお薬治料のことでございますが、これは御承知かと思ひますが、薬の値段がだんだん下つて参りました。それに従ひまして、現在の薬治料というものが、薬の原価を基準にした料金になつております関係上、薬の値段が下れば薬治料が下る、こういうふうな仕組みなのであります。しかし御承知のように、一番下の一割でありますと二点、その場合薬価が十五円以下といふことを言つておるわけであります。そういうふうな一番下の方にミニマム・スタンダードがありまして、つかえ棒になつておりますから、現実には下つた実情に照しまして、それを下げた方がよろうという社会保険の医療協議会の方で答申を得ましたので、それに従つてやつたような次第であります。

○岡(長)委員 安田局長、あるいはまた大臣にお尋ねしたいのだが、なるほど御説明のようなかつこうで、保険の収入と支拂ひとのバランスが合う。しかし、これは社会保険というものの根本的な考え方だと思うのですが、セキユリティーはインシュアランスじやないと思ひます。これはある意味において

富の再分配でしよう。ですから、これは国民の出した税金でその再分配をするのですから、健康の保障をするといふのは、これはいわゆる私企業の保険会社の経営の考え方、あなた方が社会保険を扱われるといふことになる、これは根本的に違ふのではないかと。特に社会保険制度審議会が充足して、社会保険に關する勧告を出されておるわけでありまして、セキユリティーをインシュアランスとして、私企業と同様に保険収入のバランスシートを合せて行かうというふうな考え方、あなた方がおられるとすれば、これはまた何を言はんやだと思ひます。私は安田保険局長を責めるのではないのですが、あなたのお考え、抱負を聞いておると、そういうふうな感じがするのですが、これは一体そういうふうなお考えなんですか。

○安田政府委員 別に保険屋のようなつもりでおるわけではございませんけれども、やはり社会保険と申しまして、どういふ方法によりまして財源を得るかという点については、いろいろ方法があると思ひます。一般の税で全部とりまして、それをまた国民の医療サービスのような形で出して行くような方法もございまして、あるいはまた目的税のような形でとる場合もありまして、あるいは保険料のようないふ形でもとる場合もありまして、しかしすべてを全部税でまかなうといふところには、現在の保険制度ではまだ行つておらぬわけでございます。それで、そういうような制度をどうするかといふことは、社会保険制度審議会の勧告が十月十六日ですかに政府にございしたので、それに従ひましてこまかい

ことをきめて行かなければならぬ。現在をいたしましては、そこまで行つておりませんから、とにかく国庫負担も現行ない現状におきましては、私どももいたしましては、今の社会保険、健康保険を運営いたしておりますが、その運営がとまらないように、大きな破綻を来さないように、とりあえずの措置をとる。あとは大臣がただいまたびたびおつしやつたように、根本的な問題を今考えておる、こういうことでございまして、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○岡(長)委員 なお薬治料の問題がございましたので、これは私も医者がこういうことを言う、非常に手前みそのやうで、非常に遺憾であります。御答弁の中にありましたが、一言この際申させていたしたいのですが、薬治料といふものは、私は非常に矛盾したものだと思ひます。薬治料といふものの中には、薬の原価も含まれておりますが、同時に医者の技術に關する報酬が当然含まれておるものと、思ひます。商品を買つたために拂う金ではないのであつて、技術に對する報酬がやはり含まれておると思ひます。そうでなければ、大体平均三四五十銭の原価しかしないものを、十五円だとか二十円だとかいふようなことは、言へた義理ではないのです。やはりそこに医者としての技術報酬もは考へるのが含まれておるのだと私は考へるのです。ところが、それを厚生省の方では、薬の原価が下つたから引下げるといふことを言われるが、そういうことになれば、薬治料といふものは医者の技術といふものではなくまづた

商品——医療行為といふものを一種の商品として考へられるといふような考へ方のように思ふのです。この点われわれ医療に携わつてゐる者としては、やはり相當道義的な責任感を持つて働いておるので、それをそういうふうに取り扱われるといふことが、まず一点非常に残念な次第なんです。それから特に政治的に見ましても、臨時診療報酬調査会等がございまして、技術に對する公正な評価といふことについては、厚生省自身が首肯をなして、いろいろ民間の諸君を集めて研究中なんです。そのやさきにこの薬治料を引下げられるといふことは、しかも薬の原価が下つたから引下げるといふことも、これは第二点として、いわば非常に天くだりのな、非民主的なやり方じやないかと私は思ふ。それから特に薬の原価といふことについて申しまして、朝鮮動乱による特殊需要といふものは、これはもう内地の必要とする薬品に對しては殺到して来ておる。だから、現在薬の原価はだんだん上りつゝある。かつては横ばいであり、また下落もしておりました。今年の五月ぐらゐまでは一箇月に平均約二割ぐらゐ下落しておりました。厚生省の統計でも一割下落しておる。しかし最近では二倍になつておるといふような状態です。だんだん上つておる。だから、そういうふうな非常に物価変動がはげしい。しかもインフレの方向に向いつつある。国内的にも國際的にもこういう形に向つておるときに、單に薬の原価が二割下つたからといふので薬治料を下げるというところは、實際問題としてもふに落ちない。そういう点について、安田保険局

長はどう思われるか、承りたいと思ひます。

○安田政府委員 技術料の問題が出たのでございしますが、今の薬治料のきめ方は、仰せのように薬の原価も入つておりますし、技術料も入れたものを薬治料と稱してゐるのだと思ひます。それが薬価を基準にしたきめ方に、現実にはなつておるのであります。御承知のように、一割の原価が十五円以下でありましたならば二点で、十五円を増すごとにまた二点ずつ加えるやうなことになるのであります。従ひまして、たとえば薬価が従来三十五円ぐらゐであつた場合は六十円であつた。それが今度三十五円が二十八円に下れば今度四十八円になるというふうな、自然に、自動的に下がるやうな仕組みになつておるわけであります。でありますから、その点では、今のきめ方が悪いと仰せになれば、これは別問題でありますけれども、一応なか／＼つかみにくいものでありますから、そういう形で技術料を含めて薬治料をきめてある。その今の制度の考え方から行けば、一割の原価といふものが、従来五円何しがしたものが三円になつたに下つて来たといふことになりまして、これは当然下つて来るのが普通の常識じやないかといふことが、社会保険の医療協議会における主たる理由であつたように思ひます。次に、現在せつかく臨時診療報酬調査会で標準薬治料といふものを調査されておりますから、私どもは医者の標準薬治料そのものに反對するつもりはないのであります。もし薬が下つたにもかかわらず、その薬治料を下げないといふことになる、逆に医者の技術料の方の幅が広がつた

という意味におきまして、技術料に触れたようなことになるのではないかと、いうことも言えるのではないかと考えております。そういう技術料自身をここで問題にするという考えは、毛頭なかつたのでありますから、どうぞ御了承願います。

○岡(夏)委員　これはほんとうに手前
みそで、一応これで打切りたいと思う
のですが、今度大石さんと委員長も行
かれるのですから、よく見て来ていた
だきたいと思うのですが、本年の二月
に、カルフォルニア州においては医者
の技術料は初診料は四ドル、再診料二

ドルということに法律できめております。これはたいへんなものです。至るところ実医者の技術というものは、高く評価されておるのですから、こう

いう点はひとつこちらの方からも行つて、よく見て来ていただきたいと思うのです。実際厚生省の方では、薬の値が下つたから薬治料を引下げると言われませんが、私どもとしては、こうい

うみみづちい医者です。残念しごくな
んですが、やはり一生懸命やつておる
のですから、その辺のところをややはり
よく考えてもらわないと非常に困るの

であります。しかもこの手続においても、その理由をるる申し述べまして、厚生大臣のお耳へは何度も入れておるはずだと思ひます。にもかかわらず、一

方的にやられるということになります
と、やはり医療担当者、社会保険への
協力の気構えにおいて、大きく水をか
けられたように突際なる危険があるの

でありますから、そういう点は、上ほど慎重に御考慮願いたいと思います。それは別といたしまして、こういうようなわけで、先ほど来るるお話を承

つたわけでございますが、第一社会保険制度審議会の勧告の受入れ態勢の関係閣僚懇談会のいわけプロモーターが、しかも各省の次官であるというようなことではとうていできつこないというのです。やはり黒川厚生大臣が唯一最高の責任者としての國務大臣を

兼ねられて、それが指揮して、エキスパートを集めた審議室が、どん／＼制度の立法化なり何なりやつて行く、こういうふうに運ばなければ、百年河清を待つような思いをするのですが、そういうふうに行け行けないものでしょうか、どうですか。

○黒川國務大臣 私にそうしろという各閣僚の希望がありましたら、私は極力やります。さつきおつしやいましたように、いろいろな機構とか、そうい

う関係がありますので、なか／＼そう参らぬのじやないかと思うのです。おそらく林副総理も入つておられますので、どちらにもつかない、公平なる判断ができる私は信じております。

○岡(良)委員 どうも非常にたよりな
くて困るのです。それからこれは大臣
の御見解を承るのですが、社会保障制
度審議会の設置法によると、勧告は政

府になすことになつております。しかしこれは、立法の方は国会だと思ふのです。だから当然これは、政府にもしいが、国会にもなるべきものじ

やないか。そうすれば国会でも特別委員会が何かをつくつて、やはり政府と大いに協力してやるという体制ができるわけで、これを政府になされるとい

うことだけでは、まづたく立法府の面目まるつぶれのかっこうなんだが、この辺のところはどういうものなんでしょ、大臣の御見解を承りたいのです。

○黒川閣務大臣 それは審議会の会長にお尋ねいただいた方がよろしくないかと思いますが……。

○岡(寛)委員 社会保障制度審議会の設置法では、たしかそうなっているのですが、これは非常に奇怪だと思うのです。しかしこれは委員会の問題でもな

いから、これ以上申しません。

そこで結論として申し上げたいのですが、そういう事務的なつじつまを合わせるために、この前にも千分の四十五を五十五に引上げた。またたゞろ赤字は、またこれを引上げるといふことは、この間堤委員が請求しまして、各

と、大体千分の六十、五十というところなんです。それで日本も千分の六十に上げてもらえなかつたかえなかつた、こう

この国は、チエツコ・スロバキアにしても、オーストラリアにしても、イギリスはもとよりのこと、フランスにしても、これは全部最低賃金制がしかかれて

ておるのです。人事院の勧告でも、五
人世帯のベースは、これはカロリー計
算で一万二千円なければ食えないと言
つておる。ところが日本は、最高の給

工業の平均賃金にしても九千四ちよつとです。こういうところで千分の六十ということとは、絶対当てはまりませんよ。そういう意味で、千分の六十とい

うことは、非常な負担なんです。しかも社会保障制度審議会の勧告もあつて、保険料率も引下げて、お手やわらかにやらうじゃないかということを会

長自身が言つておるときに、政府がこ
ういう法案を出されるということとは、
これは政府のためにも、自由党のため
にも、また時代の要請という観点から

見ても、まったく矛盾したことだと思
うのです。これはどうです、大臣、こ
の法案を政府として撤回されるとい
う御決意を持っていただきたいのです
が、どうですか。

○黒川國務大臣 お説の通り料率を上
げるよりもむしろ下げたいのが、気持

といたしましてはほんとうでございます。それで早急に社会保障制度審議会の勧告の線に沿うて、対策を講じまして、でき得るならば、今お上げ願つても、またしばらくしてそれを下げるといふことも、決してそういうことにおきましては、面子にとらわれてどうと

○阿(長)委員　まあいろいろ話は平行線で盡きないので、この程度でやめた
いと想いますが、ひとつ重ねて大臣に

お願いをしたいのは、あの随筆に見られるあの淡淡たる御心境、縁の下の力持ちになるという御心境、あれに裏づけられた政治的勇気をもつて、ぜひともこの社会保障制度の問題に対して、

あなたの歴史的な足跡を残すくらいの
勇氣を持つていただきたいということ
をお願いして、私の質問をこれで終り
ます。

○青柳委員 私は本日この問題につきまして、二、三御質問をいたしたいと思ひます。

まず第一点は、厚生省御当局は、杜

会保障制度審議会の審議の途中におきまして、審議の内容をも勘案いたし、来年度の予算要求として健康保険、国民健康保険に対して、国庫から相当額

の補助を、医療給付費にもらいたいという要求をせられたのであります。またさらにその後におきまして、社会保険制度審議会の勧告を総理大臣に対し

てなされたのであります。そこで大臣にお尋ねいたしたいのでありますが、大臣は、厚生省は主としてこの医療の短期保険を主として管掌しておる役所でございますので、今後厚生省としてなり、あるいはまた社会保障制度の閣僚懇談会なりにおかれまして、なお医

療の短期保険につきまして、この給付費に国から金を補助してもらおうということにつきまして、今後とも努力をするというお気持になつておられると私は思うのでございます。先ほど岡委員の質問によりまして、来年度の予算においてそういうことが実現しなかつた

経緯はわかつたのでございますが、今後大臣はやはり医療給付につきまして国から補助を仰ぐための十分な努力をされる御決意を持つておられるかどうか

か、その点につきまして承らせていた
だきとうございます。

○黒川閣務大臣 お説の通り、給付費
の点につきまして、私の努力がまだ
足りなかつたと存じますので、より以

上に一層努力する決意でございます。
○青柳委員 一昨日でございましたか、この法案を提出する理由で大臣は申されておるのでありますが、「この

改正は、保険制度の趣旨から申しますと、あまり好ましい措置とは考えられないのでありますが」云々とあるのであります。いかにも良心的な、非常に

黒川大臣らしい説明の仕方であると私は思うのであります。ここで事務御当局にお尋ねいたしたのでございますが、やむを得ない措置というまでに

は、いろいろ考えられたと思うのであります。赤字克服のためには、いろいろな方法があると思います、その方法について事務当局は十分な検討をせ

られまして結論をここに持つて行かれたものであるということが、ここではつきりしておるのでありますが、その経緯につきまして、いろいろ考えられた対策につきましての考え方を、できるだけこまかく御説明をいたしたい。これが本委員会におきまして、本案を審議する一番重要な点であると思ふからであります。

○安田政府委員 保険経済の均衡を得るために、料率の引上げをお願いしたわけでございますが、これを提案する前に、そのほかの方法について何か考えなかつたかというお話でございます。私どもも保険制度そのものの趣旨から申しまして、料率を上げたり、あるいは保険の給付を制限いたしますことは、本意ではございませんので、その点については、私どもは私どもなりに十分研究をし、勉強いたしたつもりであります。実はこの前も申し上げたのでありますが、社会保険の審議会でございます重要な問題につきましては御討議願つたわけでありまして、そのとき、最初やはり料率の引上げは反対だということでもつて、一応否決になつたのであります。否決になりましたけれども、しかしこの保険経済の危局を乗り切るのに、ただ否決のしつばなしでは困るというので、いろいろ御相談願つて、むしろ審議会自体で何か名案を考えていただきたいということで、いろいろと御審議願つたわけでありまして、それは第一回の審議会から三日ぐらいいきまして、たしか四日目ぐらいたつたと思ふのでありますが、そこでいろいろ御審議願いましたことは、結局国庫負担の問題であるとか、あるいは他の積立金の運用の問題であるとか、あるいは長期の借入れの問題であるとか、あるいはまた普通の保険経済のバランスを合せるために考えられるところの給付面をどうしたら縮減できるかというような問題を、十分研究したものであります。たとえて申しますと、一部負担というような制度をつくつてみたらどうかということでありまして、一定の額より少ないところの医療給付については、本人が持つ。労災保険では、たしか三百円以下のものは自分で持つようになっておつたと思ひますけれども、そういうような制度を百円なり、二百円なり、三百円程度のところでつくりまして、それ以下のものは自分で持つというふうにしてみたらどうか。大きい病気になつたら困るけれども、二、三百円程度ならいいじやないかという考え方もあるのであります。そういうことも考えてみたのであります。それから往診料というものが、相当の額になつておりますが、これを一部負担にしたらどうかということも考えたのであります。また医療費について一割なり二割なり、国民健康保険のようなやり方で一部負担をしてみたかどうかということも考えてみたのであります。それから注射というものが大体医療費の三十七、八パーセントを占めておるのでありますが、これを一部負担をさせてみたらどうか。これを一割、二割、三割、四割、五割の場合にどうなるかというようなこと。それから歯科の方に参りまして、歯科に現在補綴と申しまして、金や銀を入れてやるのですが、これが本人については全額給付になつておりますけれども、そういう特殊のものは一部負担をするようにしてみたらどうかというようにな

か、あるいはまた家族給付というのがございまして。これは当初はなかつたのですが、戦時中に保険経済が非常に楽になりましたので、ひとつ家族給付もやつてみようというところで現在入つて来たのであります。当初は料率にこれを負担でなかつたというふうなこともあります。そういう沿革を知つておる者だけは、家族給付をのけたらどうか、のけましたならば、非常なりつばなバランスがとれるのであります。そのほかいろいろ考え得る案を出したのであります。また標準報酬の方にあります。最低限度が今二千円でありまして、二千円ぐらいで相当大きくさんの給付を受けておるわけでありまして、二千円の掛金に対して、四倍も五倍も現在において給付を受けておるのであります。そういう人は二千円を上げて三千五百円を最低限度にしたり、四千円にしたりどうかということも考えてみたのであります。それらをいろいろ御説明申し上げたのであります。が、結局審議会の人があとからいろいろ考えまして、現在の被保険者の個々の事情から申しますと、かえつてその方が困る、それならばむしろ千分の五十五を千分の五くらい上げた方がまだがまんができればいいか。いろいろ考えた末に、悪いことであるけれども、これが一番影響が少いじやないだろうかというので、この案を通してもらつたわけでありまして。なおまた社会保険制度審議会にも、この案をかけたわけでありまして、社会保険制度審議会におきましても同様の議論が生まれて、岡委員、青柳委員がおつしやつたような議論が出たのであります。しかし結局におきまして、ほかに今すぐ

間に合う方法がない。そういたしますと、はなはだ本意ではあるけれども、この破局を何とか一時糊塗するたにでも、こういう方法はやむを得ぬだらうというふうな答申を、実はこしらえていただいておりますわけでありまして、これらの審議会の議決の模様及びそれがもたらした参りましたところの答申の内容が、今私の申し上げたことをよく物語つておると存するのであります。

○寺島委員長 ただいま船員保険法等の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりましたので、本案を議題とし、黒川厚生大臣より趣旨の説明をお聞きしたいと存じます。黒川厚生大臣。

船員保険法等の一部を改正する法律案

船員保険法等の一部を改正する法律案
第一條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條但書を次のように改める。

但し国又は地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第三項中「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初メ納付スベキ保険料ニ付第二十一條第一項第二号ニ掲グル事実アリタルトキ」を

「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初メ納付スベキ保険料ヲ滞納シ第十二條第一項ノ規定ニ依ル期限迄ニ

其ノ保険料ヲ納付セザルトキ」に改める

第二十一條第一項中「至リタルトキハ」を「至リタル日ノ翌日(第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ」に、同項各号を次のように改め、同條第二項を削る。

一 死亡シタルトキ

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ

三 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

四 被保険者ノ資格ヲ喪失セシトスル申請ヲ為シタルトキ

五 保険料(初メテ納付スベキ保険料ヲ除ク)ヲ滞納シ第十二條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保険料ヲ納付セザルトキ

第二十三條ノ六の次に次の二條を加える。

第二十三條ノ七 第二十三條ノ二、第二十三條ノ四乃至前條又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クベキ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保險給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十三條ノ八 遺族年金又ハ遺兒年金ヲ受クル同順位者中一人ガ其ノ年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ仍同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ遺族年金又ハ遺兒年金ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十七條ノ三第二項を次のよ

うに改める。

本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被保険ト為リ又ハ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ被保険者又ハ死亡ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日、第十一條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ船舶が滅失若ハ沈没シタル日又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ船舶が滅失シタルモノト推定セラルル日、同條第三項ニ於テ準用スル同條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ本人ノ行方不明ト為リタル日ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第二條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「五倍」を「十倍」に改める。

附則第四條から第六條までを次のように改める。

第四條から第六條まで 削除、附則

1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。但し、第二條中船員保険法の一部を改正する法律附則第三條の改正規定及びこの法律の附則第五項の規定は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2 第四條の規定の適用については、当分の間、三千二百五十円未満の報酬額は、三千二百五十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3 保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、千分の百六十

二 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、千分の百四十

4 前項に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保険者において百六十分の四十八、船舶所有者において百六十分の百十二

二 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保険者において百四十分の三十八、船舶所有者において百四十分の百二

5 職務外の事由による被保険に係る障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二

年法律第百三十三号）の施行の日（昭和二十二年十二月一日）前の標準報酬に基いてその額を計算したものの額は、同法附則第二條又は第四十一條第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

○黒川閣務大臣 ただいま議題となりました船員保険法等の一部を改正する法律案を御審議せられるにあたりまして、本法案の提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、最近の船員保険事業の実績に徴しまして、船員保険制度の運営の適正化並びに船員保険経済の健全化をはからんとするものであります。標準報酬の最低額を適正額まで引上げること、低額年金を増額すること、最近の傷病給付の金に増額すること、これに対する財政の不均衡を是正するため、幾分保険料の引上げをしたことであります。その他厚生年金保険法の関係條文の調整を行うため、改正をいたさうとするのでございませう。

これがこの改正法律案を本国会に提出した理由であります。その改正内容の要点につきまして御説明申し上げます。

第一に、標準報酬であります。船員保険における標準報酬は、従来最低二千円を第一級とし、最高二千四百円を第十九級として、十九の段階になつてゐるのであります。最近における船員給與の実態に即応せしめるとともに、適正な保険給付と保険経済の安定の資とするため、この最低二千円を当分の間三千五百円として措置するよう

にいたしました。

第二に、保険給付の改善であります。昭和二十二年十二月前に発生した障害年金及び遺族年金の額は、職務上の事由によるものにつきましては、昭和二十三年九月から五倍に上つた額で増額支給したのであります。今回さらにこれを二倍に引上げ、また職務外の事由による障害年金は、現在まで財政上の理由によつてそのまゝにしていたものであります。今回これも職務上と同様に引上げるため、十倍にした額まで増額して支給し、最近の経済情勢に即応せしめることといたしました。

次に、船舶が滅失または沈没した際におきまして、被保険者が行方不明となつた場合、三箇月後死亡に推定によつて保険給付をする場合の最終標準報酬月額を、その海難のあつた日の属する月の標準報酬月額としました。これは従来解釈によつて死亡に推定の原因となつた事故の発生した日の属する月の標準報酬月額として、改正法案と同様の趣旨で運用してゐるのであります。これをこの際明文化いたしました。法律関係を明瞭にいたしました次第であります。

第三に、保険料率の改正であります。最近の経済情勢のもとにおきましては、医療費及び受診率の増加等によりまして、傷病給付に対する費用が著しく増加いたしましたので、保険財政の均衡を保持するため、主として短期保険における保険料率を若干引上げたのであります。すなわち全部給付を受ける者一六％、失業保険金を受けない者一四％、その他任意継続被保険者の資格に関する規定と年金、一時金の受給者に同順位者が二人以上ある場合に

おいて、その人数によつて等分して支給する規定につきまして、厚生年金保険法等の規定と同様にいたしました次第であります。

以上、船員保険法等の一部を改正する法律案の内容の要点につきまして御説明申し上げたのであります。何とぞすみやかに御審議の上可決されるようお願い申し上げます。

○寺島委員長 再び健康保険法の一部を改正する法律案について、質疑を続けることにいたします。青柳委員。

○青柳委員 大臣にお尋ねいたします。ただいま健康保険局長から、健康保険の財政赤字乗切りのために各種の方策を考え、その方策についてごほうをいただいたのであります。われ／＼といたしまして、本法案を審議するた

めには、これらの方策につきましても、なお十分検討しなければならぬと思つております。結論的に局長も言われましたように、被保険者の側から見れば、ただいまいろいろ／＼考えた場合には、とるべからざるもののように思ふという結論のように、ちよつと考えるとなりそうでありませう。なおこれにつきましては、私どもも慎重に研究いたしたいと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、このほかの方策はある。今まで健康保険の赤字は、昨年が十億、本年は二十八億と予想されております。この赤字を乗り切つるために一つの方策をとつた、それは国庫の歳計剰余金をもつて埋めてもらつて、それでもつてどうやらやつて行つたという方策が残されておるのでござい

ます。この方策をなお続けるかといひます。おそれば、おそれば来年度の年度

おいて、その人数によつて等分して支給する規定につきまして、厚生年金保険法等の規定と同様にいたしました次第であります。

末におきましては、赤字五十億ということに相なろうかと思うのでございします。その間におきまして、ただいま大臣が言明せられました医療給付費に国の補助金をもちという策がうまく実を結ぶというようになりなすれば、この方策も一つはな一つの方策であり、今までやつた方策でもあるのであります。こういうことにつきましての大臣の御意見を、最後に承らせていただきます。

○黒川國務大臣 先ほどから申し上げました通り、給付費につきましては、来年度の予算案におきましてはひとまず認められなかつたのでございしますけれども、今後社会保障制度審議会の勧告に基きまして、極力主張いたしまして、何らかの目算をつけたい、こう考えておる次第でございます。

○青柳委員 こまかい問題はまだあります。その点は保留させていただきます。きまして、本日は私はこの程度で質問を終らせていただきます。

○寺島委員長 金子與軍郎君。

○金子委員 大臣はお忙しいようでありまして、簡単に二、三の点を御質問申し上げます。本年度におきまして、大臣が非常にお背折りになつたにもかかわらず、国保に対する医療給付の二割の予算を要求したが、どうにもならなかつた、結局は事務費の国庫負担に終つたというふうなお話を承つておるのでありますが、今度の社会保障制度審議会から出ました案は、単に医療だけでなく、すべての線に向つて非常に膨大な予算を要するような構想になつておりまして、おそらく実行するならば七、八百億以上の金が必要じゃ

ないか、こういうふうな問題であり、しかもその後における経緯を伺ひましても、まだ何らの目算がつかけておられないというのでありますが、そういったしつとるの根本的な、憲法二十五條の線による新しい感覚の日本の社会保障制度といふものは、一体いつからできる見通しでありまして、その見通しがおそらく来年度なら来年度中にこの見通しがつかないことであるならば、健保の料率の問題にいたしまして、ただいまからいたしました船員保険の料率にいたしまして、これらのこまかい法案は根本的に新しいものに打ちかわるのでありますから、今この料率を上げたからといって、健全な発達を維持できると思ひませんか、いつそのこと別な方法でこの際これを解決した方がよいのじやないか。また、すぐそれができない、当分審議会の勧告案といふものは空文になる見通しがあるといふことであるならば、この際国保に對しても、健保に對しても、船員保険に對しても、すべての現在行き詰まつておる制度に對しまして、ほんとうに平恒久的に真剣に練り直さなければならぬ、こういうふうな考へておるのであります。その点に對する政治的なセスチュアやなんかでなくて、ことに国民全体の人たちが、保険事業が行き詰まつておりますので、この点の見通しを大臣の覚悟を通して御披露願ひたいと思ひます。

○黒川國務大臣 先ほど申しました通り、厚生省といたしましての来年度の予算につきましては、社会保障制度審議会の現在の試案に基いて初め立案

したというところは、先ほど申しました通りであります。その節にも、まず来年度を準備期間といたしまして、来年度はまず結核対策からやつて行こう、二十七年から本格的に社会保障制度を実施して行きたい、こういう考へでやつておりました。ただごらんの通り、予算案におきましては、わずかに結核関係におきまして少し進展することができたということにとどまつておりますが、先ほど来たたび／＼申し上げましたように、これから勧告について十分検討いたしまして、できるだけすみやかにその線に沿つて実施に移したい、こういう考へであります。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○金子委員 話が審議会の勧告案に觸れましたから、その点について、一、二大臣個人の覚悟でつけようなのであります。それが、それをお伺ひしたい。私の考へでは、ああいうふうな勧告案が出ておりましたけれども、實際問題といたしまして、国の経済の全面的な立場から見たときに、とうていあれを一気にやつて行くなんというところは、日本の国情ではできぬと思ひます。そこで、審議会の案としては一応出し

たが、あれを実施する点になりますと、非常な難点が予算的な面から出て来ると思ひます。そこで来年度は結核からと言ひますけれども、結核はむしろ社会保障の本質的なものよりも第二次的な一病氣としては第一的なものでありますけれども、社会保障の国民制度という点から行きますと、第二次的な問題だと思ひますのでございします。私の考へといたしましては、あらゆる社会保障制度のうち、まず予算の許す限り取上げなければならぬものは、国民の

健康に對する保障だと思ひるのであります。その、あのたぐさんの種目のうち、もし予算に許されないとするならば、大臣はどの点、どの線をまず重点的に取上げられるお考へであるか、その点をお伺ひしたい。

○黒川國務大臣 結核対策は、社会保障制度の一環でございまして、結核対策に私の初めに予算案として要求しました額がとれますと、自然健康保険にも、国民健康保険にも、それが潤つて参りますので、結局社会保障制度の確立に役立つものであります。それで突

は結核を大いに主張したのであります。○金子委員 ただいまの結核対策が、間接に關係するといふことはよくわかります。しかし今度の本格的な保障制度の勧告に對して、養老の問題、あるいは失業の問題、あるいは健康の問題、あるいはありますが、それらうち、予算によつて限られるとすれば、均等に仕事を始められることが妥當と思はれるか、それともその中の健康なら健康の問題をまず重点的に取上げる必要があるか、その取上げ方でございします。私どもの考へ方といたしましては、健康の保障といふことをまず第一に重点的に取上げるべきではないかと思ひます。ありますが、大臣はどうお考へになりますか。

○黒川國務大臣 お説の通りでございします。○金子委員 もう一点お伺ひしたい。この社会保障制度審議会の案に對して、私は非常な疑問を持つておるのであります。その疑問のことにつきまして、過日の委員会で大内委員長にも申し上げたのでありますし、その後にお

きまして、審議員の数名の方においでを願ひまして、保障制度の内容についていろいろ検討させていただいたのであります。私が一番納得の行かない問題は、健康保険につきまして、依然として国保と健保の二筋の系統を立て、国民を被用者と一般国民にわけ、そこに利害關係の違ひ、いわゆる差別をしておるといふことであります。今までの保険といふものは、国家が保障するといふ観点に立つた保障制度ではありませんが、その制度の中に、職域別によるその職域の救済的な、あるいは補助的な感覚も多分に盛られて、おの／＼別個な歴史的な発展をして参つたのであります。しかし今度新しい国家の立場から保障制度を考え、国民を機会均等に平等に取扱ひ立場から行きます保障制度が、しかも被用国民と一般国民というふうなわけ方をしておる理由がどうしてもわからな

ない。その理由を聞きますと、ただ一点なのであります。その理由といふのは、現段階において、使われておる社会層の人たちは、使つておる人たちが半分の保険料を負担するから、それでこゝろいうふうな待遇ができるんだ、一般の人はそれができないんだ、こゝろいう理由以外に、私の知る範囲では何ものもないのであります。ところが私が考へてみますものに、一般国民といふもの——日本では過小農や農山漁村民、あるいは大工、左官といふふうな、直接工場や役所に使われておらない社会層の人たちが非常に多いのであります。しかも、これらの人たちの経済状態はと申しますと、使われておる人たちに比べて、生活の安定度がよいとは、絶対に言われないのであります。

山の中で炭を焼いて暮してゐる人たちが、あるいは山村におつて三反百姓をしてゐる人たちが、はたして使われてゐる国民に比べてどれだけ生活が安定しているかというならば、逆に被用国民よりも一般国民に属する人たちが、何と社会保障制度の恩恵にあずかれないかやならぬと思うのであります。しかるにああいうふうな審議会の案ができた。そしてこのできたことにつきては、私はどういふ理由でできたかといふことを聞きますと、さうせん申し上げたごとく、わからないとするならば、おそらくこの結論といふものは、今の保障制度をできるだけ問題なくつづつてを合せるように寄せ集めたんだという感じが一つ、もう一つは、さうするやうな結果が出たことは、審議会委員個々の人たちの感覚の問題だと私は想像してゐるのであります。なぜ感覚かと申しますと、私はあの審議会委員の方々の名簿によつて、その人たちはどういふ生活環境によつて今日人となりをしたかといふことを調べてみますと、——これは今の大臣ではなく、かつての大臣がきめたものでありますけれども、あるいは議院の一部きめたものでありますけれども、それらの人たちのほとんど九九％といふものは、サラリーをもつて人となりをした人たちが構成してゐるのであります。あの審議会の中で、みづから農民と一緒にくわをとつて生活の根柢とした人もない、みづから商人となつて暮した人もなければ、炭焼きをして暮した人もないのであります。さうして被用国民としての生活態度を、自分の生活感覚に持つてゐるのであります。その意識が働くからして、私ども

がこの案を見ますと、むしろ憤懣を感じる程度にまで考へるのでありますけれども、あのサラリーマンの人たちから考へれば、あれは憤懣にはならぬのであります。さういふふうな点から考へましたときに、どういふことがあろうと、今度国家が保障するといふならば、百姓だから、くわをとる農民だから、あるいはハンマーとる労働者だから、あるいはかまを持つ労働者だからといふて、差別をつけるべきではない。しかも一方の被用者は、国家の保障制度のほかに、休んでも給與はもらえる、あるいは何箇月間は給與をくれる、手当をくれるといふふうな、特別な一つの契約上の給與があるのであります。しかるにはかの一般国民は、百姓にいたしましても炭焼きにいたしましても、魚をとる漁師にいたしましても、それらの人たちは、自分の病気で休んだあくる日から一銭の収入もないのであります。工場に勤めてゐる人たちは、保険にあずかると同時に、一定の俸給はもらえるのであります。が、たんぼや山で生産する人たちは、休んだ時から同時に無収入なのであります。にもかかわらず、国家の社会保障の面からいつて、この給與が低い、恩恵が低いといふことは、どう考へても私は納得できません。この保障制度は、なるほど日本の医療に対する權威ある人たちが集まつて審議したかもしないけれども、これがはたして正しいか正しくないかといふことに對して、私は最近農林漁村関係の団体の人たちを糾合いたしまして、この問題に對して特に考へてみた。決して我ではない。今までの政治のあり方として、こゝういふふうなものをつくるに

たしましても、結局結果がよくて、それが政治力になつて、強かつた人たちが勝つてゐるんだ。さうして黙つて田畑に働いてゐる社会層の人たちが、いづれしわ寄せを食つてゐる。その点で今研究会をつくらせてゐるのであります。が、さういふ点から行きまして、今度の社会保障制度を、今審議中だ、まだ相談中だといふことであります。で、私は特にこの点に對してこゝういふふうな私の考へを述べまして、これに對する大臣の考へ方をお伺ひしたいのであります。

○黒川國務大臣 ただいま、はなただけつこうな説を伺ひまして、大いに私のこれからの勉強の資にしたいと思ひます。ところでそのうち、たび／＼申し上げますやうに、来年度の予算につきましても、実は初めは孤兒あるいは遺族の年金といふやうなことも計画したのであります。数字も孤兒遺族に對して四十億くらいを計上して、御趣旨に沿ひ方につけて行つたのでありますけれども、ただいまのところ、それも認められないでいる次第であります。

○金子委員 最後に簡単に今日かかつておりますところの保険の問題につきまして、御相談的な話であります。が、ごらんのようにこの委員会は非常になごやかで、厚生大臣の人格の通りの委員会でもあります。自由党さんほどの委員会でも絶対多数で、数で押すのであります。が、厚生委員会だけはさういふことはあまりやしませんで、いつもなごやかなうちに、與野党の差別がわからない程度に、今日まで二年有余審議して参つたのであります。そこでこの法案をつぶすといふやうなことは困

ることだ、しかしながら目の前に社会保障の問題がかかつております。がゆゑに、むしろこの委員会の人たちが先達になつて、この人たちが議會中の人たちの調印をもらひ、このくらしい金は今年出せといふことを決議いたしまして、当局にかかつて努力したならば、安田さんの氣持もよくわかるし、非常に好ましい結果が出るのじやないか。窮余の策として今年こゝういふ臨時の予算措置をとつたのだから、次の社会保障制度を早く急がなければならぬといふことにもなりますので、法案をつぶすといふのではなくて、これにかゝるべき予算をとる方法について、國會議員の全部で相談ができたならば、おそろく私は、できるのではないかと申すのでございませう。自由の方々とわれわれが一緒になつて、國會議員の四百何人か全部の調印をもらつて決議したら、このくらしい予算は、さう多額のものではないのですから、できるのではないかと申すことを私は考へておるのであります。大臣はどうでございませうか。

○黒川國務大臣 十分検討させていただきます。

○寺島委員長 次に健康保険法の一部を改正する法律案に關する黒川大臣に對する質疑の分について、福田昌子君の發言を許します。

○福田(昌)委員 大臣にお尋ねいたしたいのです。失礼な質問になるかとも思ひますが、社会保障制度關係懇談会といふものの責任はだれであるかといふことと、それからその運営であります。が、今日まで何回ぐらゐ會議が開かれて、どういふことが研究されたかといふことと、第三点としては、大衆

は社会保障制度の確立といふことを非常に急いでおります。が、この懇談会といふものは一体いつごろ結論を出しになる予定であるかといふこと、第四点、この懇談会といふものと二十六年度の予算とはどういふ関連があるか、二十六年度の予算的措置において、ある程度の影響を持つものであるかどうか、さういつた点を承りたいと思ひます。

○黒川國務大臣 懇談会の主任は、林副總理が當られることになつております。懇談会は数回開きまして、全般にわたつて研究いたしました。それから早急に結論を出しまして、来年度の予算に對して変更を生じました場合には、新しい予算の要求をいたしたい、こゝう考へております。

○福田(昌)委員 私、大臣が内閣でとりになつておられます社会保障制度に對します態度、ことに社会保障に對します考へといふものを承つておりますと、一向社会保障といふ保障の精神によつていないといふ氣がするのであります。さういふ社会保障といふ名がつけられましたが以上は、社会保障に對しては、もう少し保障の精神を生かすべきだと思ひます。今日内閣で考へになつておる社会保障といふものが、社会保障と社会福祉の寄せ集めであるといふことに盡きるならば、あえて社会保障制度などといふ看板をかけるのは、國民に對してはなほだしい欺瞞政策であるといふわなければならぬと思ひるのであります。従つて私は、社会保障に對して大臣は社会保障の精神をどの程度に生かすおつもりであるか、また社会保障といふ精神を生かすためには、どういふこ

とをしなければならぬと思われか
ということをお伺いしたいと思いま
す。

○黒川國務大臣 先ほどから私いろい
ろ申しておりますから、おわかりのこ
とと思います。

○福田(昌)委員 わかつているように
思うのでありますが、わからないとこ
ろもありますので、はつきり承りたい
と思います。

○寺島委員長 本日はこの程度にて散
会いたします。次会は明日午後一時よ
り開会いたします。

午後零時十五分散会。

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所